420 Lexington Avenue, Suite 2845 New York, New York 10170 t 212-974-6066 f 212-974-6165 www.shimomura-cpa.com

2019年9月

# 米国税務ニュース

テーマ: 日米租税条約改正点の概要について

2019 年 8 月 30 日に、日米政府間において日米租税条約を改正する議定書を発効させるための批准書の交換が行われ、改正議定書が同日付で発行されました。これにより、日米租税条約は 15 年ぶりの改正となりました。

日米租税条約の主な改正点の概要について、下記の通りまとめましたのでご参照下さい。

多くの企業に影響するものは、後述する 1. の配当所得に係る源泉税の免税範囲の拡大と 2. の支払利子に係る源泉税の原則免税に係る源泉税についての改正になると思います。源泉税に係る改正は、2019 年 11 月 1 日以降に支払われる配当及び利子について適用開始となりますのでご留意下さい。改正前は、親子間の借入金の利子について、10パーセントの源泉徴収と納税が必要でしたが、2019 年 11 月 1 日以降に支払われる親子間の借入金の利子については、源泉徴収と納税が不要になるケースが想定されます。

#### 1. 配当所得に係る源泉税の免税範囲の拡大

配当所得について、下記の通り、免税要件が緩和されました。

	改正前	改正後
免税		免税要件:持株割合50%以上 保有期間6ヶ月以上
5%	要件:持株割合10%以上	変更なし
10%	原則:上記以外	変更なし

#### 2. 支払利子に係る源泉税の原則免税

利子所得については、下記の通り、原則免税とされることになりました。

改正前	改正後
原則:10%	原則:免税
金融機関等の受取利子:免税	

## 3. 不動産の譲渡に係る収益の課税の対象

第十三条の2の不動産化体株式の譲渡所得の課税の対象の範囲が改正されました。 当該改正により、源泉地国が日本の場合には、不動産の間接所有から生じる譲渡 所得の課税の範囲が拡大されました。一方、源泉地国が米国の場合には、米国不

このニュースレターはホームページにてご覧になれます。 www.shimomura-cpa.com

動産持分 USRPI: US Real Property Interest の定義を米国の国内法のものに統一されることになりました。

## 4. 仲裁手続きの導入

条約の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により 2 年以内に事案が解決されない場合には、納税者からの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決することが新たに規定されています。

- ※仲裁に関する規定は、下記のものについて適用されることになっております。
- (1) 2019 年 8 月 30 日時点で、両国の税務当局が検討を行っている課税事案
- (2) 2019 年 8 月 30 日以後に検討が行われる課税事案

## 5. 情報交換、租税債権の徴収の相互支援

相手国の租税債権の徴収を相互に支援する制度(徴収共助)は、現行条約では条 約濫用の場合に対象範囲が限定されていますが、改正後は滞納租税債権一般につ いて適用されるように対象範囲が拡大されています。日本の租税については、所 得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、消費税、相続税、贈与税が対 象となります。

※徴収共助に関する規定は、2019 年 8 月 30 日から適用されますのでご留意ください。

\*\*\*\*

掲載している情報は、一般的な参考目的の利用に限られます。特定の目的への利用や専門 的な判断材料としてのご利用はお控えください。

Shimomura & Co., CPAs は掲載している情報に基づいた行動や判断により発生したいかなる 損害については一切の責任は負いません。

ANY TAX ADVICE IN THIS COMMUNICATION IS NOT INTENDED OR WRITTEN TO BE USED, AND CANNOT BE USED, BY ANY PERSON OR ENTITY FOR THE PURPOSE OF (i) AVOIDING PENALTIES THAT MAY BE IMPOSED ON ANY TAXPAYER OR (ii)PROMOTING, MARKETING OR RECOMMENDING TO ANOTHER PARTY ANY MATTERS ADDRESSED HEREIN.

#### 著者

下村昌樹

Shimomura & Co., CPAs 統括代表社員 shimomura@shimomura-cpa.com

このニュースレターはホームページにてご覧になれます。 www.shimomura-cpa.com